

共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループの設置 について

平成28年5月11日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ」（以下、「共通到達度確認試験ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）」等を踏まえ、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である「共通到達度確認試験（仮称）」の本格実施に向けて必要となる、専門的な調査・分析・検討を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 共通到達度確認試験ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 共通到達度確認試験ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、共通到達度確認試験ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

共通到達度確認試験ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成29年2月14日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

共通到達度確認試験ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 共通到達度確認試験ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他共通到達度確認試験ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が共通到達度確認試験ワーキング・グループに諮って定める。

**第8期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
共通到達度確認試験システムの構築に関する
ワーキング・グループ委員名簿**

専門委員：平成28年5月26日発令

○：主査（候補）

（専門委員）	14名	
	池田千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
	磯村保	早稲田大学大学院法務研究科教授（☆）
	上田信太郎	北海道大学大学院法学研究科教授（☆）
	大貫裕之	中央大学大学院法務研究科教授（☆）
	笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）委員長・教授（☆）
	佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	酒井圭	弁護士
	穴戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋真弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
	西山卓爾	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長（☆）
	花村良一	司法研修所教官
	日吉由美子	弁護士（☆）
○山本和彦		一橋大学大学院法学研究科教授（☆）

計 14名

☆：平成27年5月11日発令

(参考)

平成28年5月11日(水)
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会資料

共通到達度確認試験について

これまでの実施経緯と今後の見込み

○ 第1回試行試験(平成26年度)

- 法学未修1年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目: 憲法・民法・刑法

○ 第2回試行試験(平成27年度)

- 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目: 憲法・民法・刑法(1年次・2年次とも同一の問題を使用)

○ 第3回試行試験(平成28年度)

- 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施予定。
 - ・ 実施科目: 憲法・民法・刑法(1年次)
憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法(2年次)
 - ・ 検討事項: 憲法・民法・刑法について、1年次と2年次で同一の問題とするか
複数科目を一括で行うか

○ 第4回試行試験(平成29年度)

- 最後の試行試験となる見込み。
 - ・ 検討事項: 実施科目や出題範囲をどのように設定するか
(本格実施の際、各大学の進級判定でどのように活用してもらうか)

○ 平成30年度以降、本格実施となる見込み

検討体制

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ

※試験の基本的な枠組みに関する検討

共通到達度確認試験の実施に関する検討チーム(高等教育局長の下で開催される懇談会)

※試験の実施方針や作問体制に関する検討